

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 1 0 回定例総会議事録

署名委員 中棚昭三十

署名委員 肥後 安美

奄美市農業委員会第10回定例総会議事録

1. 招集日時 平成29年10月25日(火) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 なし

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

住用分室長 茂木 幸生 住用分室主幹 原 俊三

笠利分室長 朝 至和

6. 報告事項

- ・ 農業者年金加入推進対象者名簿について
- ・ 11月総会等日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第71号 非農地の認定について

議案第72号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の

決定について

議案第73号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第74号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第75号 笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定
について

協議事項

- ・ 農業者年金加入推進研修会（会議終了後DVD）

(4) その他

- ・ 12月定例総会の日程について

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成29年第10回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、10番中棚昭三十委員と11番肥後 安美委員の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第68号から議案第75号までの8件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第68号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には朝笠利分室長に関する案件が含まれておりますので、朝笠利分室長の退席を求めます。

	<p>(朝笠利分室長退席)</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.40につきましては、贈与による所有権の移転でございます。13ページにありますように受人は、タンカン、マンゴーを72アール栽培しており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.41につきましては、売買による所有権の移転でございます。18ページにありますように受人は新規で、23ページには営農計画書も添付されており、取得地にはタンカンを植栽する予定で、問題はないものと判断いたします。</p> <p>No.42につきましては、売買による所有権の移転でございます。30ページにありますように受人はサトウキビを167.3アール栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上3件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われれます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
<p>10番</p>	<p>(中棚委員)</p> <p>議案第68号農地法第3条の規定による許可申請、議案番号No.40の所有権移転(贈与)について報告いたします。</p> <p>譲受人と譲渡人は姉弟であります。これは親父さんが農業者年金の関係で姉の方に登記を回したので今回弟の方に回すという事で、これは昨年28年6月の総会で一部許可された案件でもあります。今回は残りの分についての案件であります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>譲受人には10月20日14時30分に電話にて申請書類の確認をいたしました。本人は申請書類のとおりでありますので、農業委員の皆さんのご審議よ</p>

ろしくお願ひしますとの事でした。因みに譲受人本人は現 J A 大島事業本部の統括理事をしていますので、農業に関しては積極的であると思ひます。

譲渡人には 10 月 20 日 16 時 45 分頃に本人自宅にて旦那さん同席の下申請書類を確認し、申請書類のとおりでありますのでよろしくお願ひしますとの事でした。

土地（畑）の報告をします。畑については 3 ページにあります様に 4 筆であり、詳細は 4 ページから 12 ページにあります。1 筆目は 11 ページをご覧下さい。赤木名地区の前田川の支流の方に赤木名保育所と赤木名幼稚園があるその川向かいの山の上にあります、この畑は平成 22 年 8 月に非農地通知が出されている地番になります。残りの 3 筆の位置図は 12 ページにあります様に A コープ笠利店の先の市道土盛線と万屋・和野線の向かいの川沿いになります。その内 1 筆は今回合意解約の案件が含まれています。現況としては草畑です。他の 2 筆についてはサトウキビが植えられていて問題ないと思ひます。なお、「第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

16 番

（平井委員）

議案第 68 号農地法第 3 条の規定による No. 41 について、調査報告いたします。

受人からです。10 月 24 日午後 6 時 30 分に受人に自宅で直接お会いしてお話しを聞く事が出来ました。受人は 39 歳で会社員として勤務しています。出身は東京で 10 年前に I ターンで奄美大島に来て、仕事をする傍ら畑を借りてスモモ 50 本、タンカン 20 本を栽培しています。奄美の農作物に大変関心があり、今後農業一本で仕事をしたいと大変意欲がありました。今後の予定としても来年度の研修センター生として 1 年間勉強し、農業に携わっていきたいとおっしゃっていました。その他農業機械も保有しており、現在土・日のみの対応ではありますが農作業へ従事する事や、耕作地への距離等からしても問題ないと考えられます。

次に渡人について報告いたします。10 月 24 日午後 6 時渡人の仕事場にあります長浜にて直接お会いしてお話しを聞く事が出来ました。渡人は高齢のため畑の草管理をする事で手一杯で、管理が十分出来ていないとの事でした。また、後継者もない事から今回売買する事になったそうです。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容については間違いのないとの事でした。対価については 10 アール当たりの金額が 70 万円となっています。受人、渡人とも確認しまして約 8 反歩ですので約 560 万円という事で理解

を得ています。

土地についてです。24ページをご覧ください。少し写真が分かりにくいのですが、本茶峠の上の方になります。本茶トンネルの手前の日の出環境から登って頂上に出て、そこから龍郷側に下りる間です。私の畑の近くでもあります。10月23日午後1時30分前山委員立会の下現地の確認をいたしました。現地は現在タンカン100本程栽培されており、草管理がされおり自然防風帯はある状況です。津之輝の苗木が10本程あったのですが、一寸生育が好ましくなく津之輝だとは判断しにくいところでした。また、耕作されていない土地もありますが、そこは受人が今後開拓していくとの事です。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりですので報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

議案第68号農地法第3条の規定によるNo.42の渡人について調査報告いたします。

10月24日午後1時10分、渡人の自宅にて直接お会いしてお話を聞く事が出来ました。この土地は元々渡人の母方の祖父の土地で、渡人が譲り受けていましたが耕作は今回の受人がずっと管理をしていたそうです。今後渡人が耕作する予定もないため受人に売買する事になりました。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。以上で報告を終わります。

15番

(吉委員)

農地法第3条のNo.42の受人について調査報告をいたします。

10月20日午前9時に受人と会い、申請の出ている現地を確認し、申請書についても内容確認をいたしました。受人は現在農業をやっていて意欲的に取り組み、親戚である渡人から他人ではなく従兄弟である受人に畑を買って欲しいとの話があり、これまでも借りてサトウキビを植えていたので買う事にしたとの事です。今は息子も手伝っているので将来は息子に譲りたいとの事でした。

土地については、現在もサトウキビが植えてあり、この4、5年借りてサトウキビを植えていたとの事です。申請地は畑総の基盤整備地区内で、周辺もサトウキビ畑で何の問題もありません。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告をいたします。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

議 長	(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
1 5 番	(吉委員) 調査委員にお聞きしたいのですが、先程1筆については非農地通知が出ているというのであれば、ここに入れる必要は無いのではないかと思いますのですがどうなのでしょう。既に非農地で落ちているのでしょ。非農地申請をして下りているのだけれど、手続きをしていないためにまだ非農地になっていないという事ですか。
1 0 番	(中棚委員) 一応本人に確認しましたら、私が言う前に本人が法務局に手続き中という事でした。手続き中ではありますが法務局には行ってないらしいです。再発行して申請するかという話しでした。
1 5 番	(吉委員) 非農地として下りているけども法務局での手続きはしていないという事ですか。
1 0 番	(中棚委員) していないという事です。
1 1 番	(肥後委員) この申請であれば非農地に一旦認定されたのだけれども、今度は畑として使いますよという申請ですよ。非農地に認定であれば3条申請にはなじまないのではないのでしょうか。
1 0 番	(中棚委員) これは現況としては、山の中ではっきり言って入れないです。
議 長	(前山会長) 非農地認定はしてあるけれども、法務局での登記がまだされていないので、畑で残っているのでここに上がって来ているという事ですね。こういった場合は完全に外して良いものですか。

15番	(吉委員) だってこれは非農地申請をして認定されても、手続きをしないと駄目ですよね。
11番	(肥後委員) 手続きをすればすぐなる事ですので、この申請であればまた畑にしますという申請ですよ。これは外して非農地の申請をさせた方が良くないでしょうか。
議長	(前山会長) 非農地の認定はなっているので、法務局で手続きをすれば良いというだけの話しです。
10番	(中棚委員) 今回のこの申請ではどういう風に処理したらよろしいのでしょうか。
事務局	(池次長) 既に認定されていますので、法務局で手続きをすれば良いのです。
10番	(中棚委員) 申請の段階でこちらに載せなければ良かったのですね。
事務局	(茂木住用分室長) 非農地の認定をこちらが出して、何年以内に登記を回さないとそれが無効になるという様な事はないのですか。それがあれば申請を取り下げてもう一度申請を出してもらおうという意外にないのではないのでしょうか。
15番	(吉委員) 非農地を3条でというのも一寸おかしいと思うのです。
議長	(前山会長) こちらが資料として残しているのが10年間ですので、10年間は大丈夫だと思います。
15番	(吉委員)

	<p>10年間大丈夫であればこれだけ外してもらったらどうでしょう。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>10年間であれば証明書、許可書も出せますので。</p>
<p>15番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>10年以内であれば大丈夫という事ですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>10年間であれば証明書、許可書も出せますので、現況が変わっていなければそのまま使えると思います。3条申請で許可した場合にはこの地番は畑として使わないといけなくなりますので、ここで除いて良いのか、非農地として雑種地として登記が回った場合、農業委員会の許可無く名義変更が出来る訳です。</p>
<p>10番</p>	<p>(中棚委員)</p> <p>これを外して許可になったら再度非農地通知を出せば良い訳ですか。</p>
<p>7番</p>	<p>(松崎委員)</p> <p>10年間有効ですので10年過ぎていたらもう一度非農地の申請を出してもらえば良いのではないのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>10年間は再交付申請が出来ますので、10年過ぎると又新たに非農地の申請を出さなければなりません。</p>
<p>11番</p>	<p>(肥後委員)</p> <p>中に入りもならないという荒れ果てた所を3条で農地として所有権移転しようとするよりも、以前に非農地に認定されていますので、それはそれで進めれば済む事ではないのでしょうか。今回はこれをのかした所を許可したらどうでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>これは一応事務局の方でも非農地が出ているのか確認をして出ているようであれば、この地番だけ削除して残りの部分だけ3条で今回上げるという事</p>

でよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

もし期間を過ぎていたら、もう一度申請書を出してもらうような指導をしたいと思います。よろしいですね。

No.4 1は浦上の樹園地で、この地区は私の毎日の通作路沿いにありますが、このまま放っておくと耕作放棄地になりかねない感があり、農振農用地区の畑ですので、早くやる気のある人に渡して耕作してもらいたいと思いますので是非お願いいたします。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第68号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第68号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

朝笠利分室長の着席を求めます。

(朝笠利分室長着席)

日程第4

議案第69号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.6につきましては、一般住宅を建設するための申請であります。

申請地は笠利町用安の神ノ子集落の山手の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上1件でございます。

議 長

(前山会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

1 3 番

(土浜委員)

農地法第4条の規定による許可申請No.6について調査報告をいたします。

10月20日午後4時頃朝室長と一緒に現地で申請人の奥さんと会い話を聞く事が出来ました。現在申請人の家族は両親と一緒に暮らしていて、実家の近くで家を建てたいとの事でした。

土地については資料の43ページをご覧ください。用安神ノ子集落の山手に位置して、現在は遊休農地で許可が下り次第重機を入れて綺麗にするそうです。申請地の周辺は自己所有地で、周囲に被害を及ぼす事はないとお思います。その他申請書の内容等については間違いのないとの事でした。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第69号農地法第4条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第69号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。</p> <p>日程第5</p> <p>議案第70号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の調査報告案件が含まれていますので、議長を会長代理と交代して議事を進めたいと思います。</p> <p>(議長交代)</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p>
事務局	<p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No.28につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請であります。</p> <p>申請地は笠利町宇宿保育所から海側へ行った所で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>No.29につきましては、売買による所有権の移転で貸資材置場を建設するための申請であります。</p> <p>申請地はNo.28の隣接地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>No.30につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請であります。</p> <p>申請地は笠利町里の富国製糖の道路向かいの農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上3件でございます。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>

1 番

(前山委員)

議案第70号農地法第5条の規定による許可申請No.28、No.29について報告いたします。

10月22日(日)選挙の投票日でしたが、受人の自宅を訪問しまして聞き取り調査をしました。その結果、この申請書のとおり間違いありませんとの事で、500平方メートル以内で分筆をして欲しかったのですが、相手の方が分筆しては売らない、纏めて買ってくれと言われて全部買う事にしたと言う事でございます。後で出て来ます様にNo.29で半分は化す事になりますが、一般住宅の方が概ね500平方メートル以下となっているもので、それを越えるものですから深田建設の方に勤務していて社長に相談しましたら、深田建設の方で自分の方に貸してもらいたいという事がありまして貸すという事で、本来ならば受人の方に所有権を移した後に受人と深田建設さんによる貸し借りになるのですが、今回は同時にやっているものですから渡人から貸す事に書類上はなっている様です。

渡人には電話でしか連絡が取れませんが、奥さんの方が詳しいので奥さんと話しをしまして、高齢になって管理しきれなくなるとして売ることになったという事でございます。間違いありませんのでよろしくお願い申し上げますという事でした。以上です。

11番

(肥後委員)

議案第70号農地法第5条の規定による許可申請No.28、No.29の土地について調査報告をいたします。

この2件は今説明がありました様に同一地番内の申請ですので一緒に報告いたします。10月20日午前10時に現地におきまして渡人の代理の奥様と朝分室長、私の3名集合して現地確認と調査を致しました。56ページをご覧下さい。場所は旧大瀬集落の道路を挟んだ山手側、新しく住宅が建ち始めた一角で、申請地の奥の方には2軒の住宅が建っています。この申請は1筆の一部をNo.28で住宅に、残りをNo.29で資材置場とするものです。現況は雑草が生え耕作はされておられません。受人の住宅を建てたいとの強い要望があつて譲る事にしたとの事でした。周囲は次々と住宅が建ち始めており許可しても良いのではないかと思われますが、審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

10番

(中棚委員)

議案第70号農地法第5条の規定による許可申請議案番号No.30について

報告いたします。

譲受人には10月19日に現地の畑にて朝分室長と丸田推進委員さん同席にて申請書類を確認しました。譲受人は申請書類のとおりでありますのでよろしくお願ひしますとの事でした。

譲渡人には現地の畑には同席してもらえず、同日午後4時前に本人自宅にて申請書類の確認をし、申請書類のとおりでありますとの事でした。

畑については79ページをご覧下さい。赤木名の富国製糖向かいになります。申請地の両隣も住宅が建っていて2種農地と思われ問題ないと思われます。皆さんのご審議よろしくお願ひします。以上です

議 長

(松崎会長代理)

これから本案対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

No.28とNo.29は分筆してやるとの事ですが、片方は590万円、もう片方は10万円と分けてあるのですが何か意味があるのでしょうか。

1番

(前山委員)

全体で590万円で、10万円は使用貸借の分になります。

15番

(吉委員)

はい、分かりました。

議 長

(松崎会長)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第70号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

日程第6

議案第71号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読と説明)

No.12につきましては、平成7年頃から理髪店の駐車場として利用されており、農地として利用出来ないための申請で顛末書も添付されております。申請地は朝仁新町のデイサービスあさへの前の道路沿いです。

No.13につきましては、平成元年頃から非耕作地で道路として使用されており、農地として利用出来ないための申請で始末書も添付されております。申請地は先程の5条申請のNo.28、No.29に面する道路部分です。

現地については担当調査委員の方から報告があると思いますのでよろしく願いいたします。

以上2件でございます。

会 長

(松崎会長代理)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

事務局

(池次長)

非農地証明願のNo.12の申請人について調査報告をいたします。

10月13日(金)午後3時40分本人に電話連絡をしました。申請人は90歳ですが昭和28年奄美が復帰してから翌年の昭和29年に鹿児島に住み現在に至っております。顛末書に書いてあるとおり兄が父の面倒を見ていて財産等の管理をしていましたが、昭和52年に両親が死亡してから財産管理を怠り、その後平成28年7月3日に兄が亡くなった模様です。その後財産の管理上農地の場所を勝手に使用していたため、それに気付いた申請人がこの場所を非農地として申請をしたところです。この申請の内容につきましては、相違ないという事で確認しております。ご審議の程よろしく願いします。以上です。

2 番

(西委員)

非農地認定No.12について報告いたします。

10月19(木)午後1時30分頃局長、次長、私の3名で現地調査をいたしました。申請地は90ページをご覧ください。申請地の周りは住宅に囲まれています。91ページで車が2台入っている所が申請地となっています。周囲はブロックが積まれていて完全に農地としては利用出来ない状態です。以上です。

1 番

(前山委員)

非農地証明願いのNo.13の申請人について調査報告いたします。

この土地は先程の5条申請のNo.28、No.29の畑の周りにある土地で、以前はその畑に入る為の耕作道路として使っていた様で、今は作っていないという事でずっと道路として使用しているという事で、これは非農地認定出来たら奄美市に寄附採納しようかという考えもあると話しておりました。この申請人だけでなく隣の方も一部買われている様で二人で寄附採納しようかという考えもあるという事でした。以上です。

1 1 番

(肥後委員)

議案第71号No.13非農地の認定について、調査を致しましたので報告します。

10月20日午前10時より現地において朝分室長、私、申請人の代理人の奥様の立ち会いで行いました。この申請は5条で申請のあった土地及びその奥の住宅への道路として利用するため5条申請地より分筆された土地で、既に集落排水、上水道の管も敷設されておりました。申請人によりますと奄美市に無償提供するので市で管理をして戴ければとの希望を語っておられました。事実上道路として現在利用されている土地ですが、下水道、上水道管等を敷設する前に申請した方が良かったのではないかとの感じは致しましたが、許可するに異議は私としてはありません。以上です。

議 長

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 5 番

(吉委員)

今の道路の件ですが、その奥の方にも家が建っていますよね、その奥の方の道路はどうなるのですか。位置図にはずっと道ありますが字図には道はな

いのです。

1 1 番

(肥後委員)

昔は皆そうだと思いますが、馬、牛が通る様な小さな野良行き道だったと思います。それを自分達の土地を削って分筆して道路に入れたという事だと思います。ですので形としては道路の形はずっと先まであると思います。この土地を切って広げたのは今度申請のあった所についての申請です。その奥の方がどうなっているのかは一寸分かりません。

1 5 番

(吉委員)

はい、分かりました。

議 長

(松崎会長代理)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第71号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(議長交代)

議 長

(前山会長)

議事を再開いたします。

日程第7

事務局	<p>議案第 7 2 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>（朝笠利分室長） （事務局の朗読と説明）</p>
議長	<p>（前山会長）</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 7 2 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 7 2 号笠利地域農用地利用集積（利用権設定）の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>
事務局	<p>日程第 8</p> <p>議案第 7 3 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>（川内局長） （事務局の朗読と説明）</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>（前山会長）</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第73号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第9

議案第74号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(朝笠利分室長)

(事務局の朗読と説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第74号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第10

議案第75号笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読と説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第75号笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

・農業者年金加入推進研修(DVD)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成29年10月25日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

